

| | |
|------|----|
| 質問番号 | 15 |
|------|----|

平成27年第2回定例会

答弁資料（一般質問）

| |
|--------|
| 一問一答方式 |
|--------|

質問者 中西 智子 議員

| |
|------|
| 質問要旨 |
|------|

子どもをとりまく諸問題について

- ①性的少数者への対応
- ②発達障害の児童生徒への対応
- ③母子家庭への支援
- ④不登校・学習支援

答弁者 子ども未来創造局長

1 子どもをとりまく諸問題について

①－1 性的少数者への対応

平成27年4月30日付けで文科省から通知のあった「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の箕面市教育委員会ではどのように受け止めたのか。また、各学校へどのように指示したのか、伺う。

<答弁>

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

いわゆる心と身体の性別が一致しない「性同一性障害」については、平成15年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、また、社会的関心の高まりのなか、学校における児童生徒に係る支援についても対応が求められるようになり、本年4月30日付けで、文部科学省から学校におけるきめ細やかな対応等を取りまとめた通知文書が発出されました。

性同一性障害などの悩みについては、周囲に相談しづらく、誰に頼ったらよいのかわからない中で、適切な支援がなければ、学校や家庭で居場所をなくし、自己否定や孤独感、生きづらさを感じ、不登校や自傷行為に至ることも考えられます。このようなことから、教育委員会といたしま

しては、児童生徒の心情等に十分配慮しながら、組織的な支援を図ることによって、安心して学校生活をおくれるよう、個別の実情に応じた適切な対応が必要であると認識しています。

文部科学省からの本通知につきましては、直ちに各校長あて通知し、性同一性障害に係る児童生徒の支援にあたっては、相談を受けた教員だけで対応するのではなく、組織的に取り組むことはもちろんのこと、保護者や医療機関との連携の重要性、学校生活におけるきめ細やかな支援内容等について周知したところです。

以上でございます。

①－２ 性同一性障害に係る児童生徒に対する今後の具体的な取り組みについての考え方を問う。

<答弁>

性同一性障害に係る今後の具体的な取り組みについて、ご答弁いたします。

本年４月３０日付け文部科学省通知に基づき、児童生徒の状況等に応じ、学校や医療機関とも連携を図り、保護者の意向や児童生徒の悩みや不安に寄り添いながら、一人ひとりに合わせた支援をしてまいります。

なお、大阪府において今年度予定されている性同一性障害をテーマとした研修に参加するなど、様々な機会を通じて研鑽を深めて参ります。

以上でございます。

①-2-2 保護者が子どもの思いを認められない場合はどうなるのか。保護者の思いに配慮しつつ支援をお願いしたいと思うがどうか。さらに医療機関についても慎重な配慮が必要である。

<答弁>

保護者が子どもの思いを認められない場合の支援について、ご答弁いたします。

保護者が子どもの性同一性に関する悩みや不安等を受容していない場合につきましては、まずは児童生徒の悩みや不安等を軽減することが重要であることから、スクールカウンセラー等とも連携しながら、児童生徒の気持ちに寄り添いつつ、保護者と十分に話し合うとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、可能な支援を行っていきます。

以上でございます。

①-2-3 「第三次箕面市子どもプラン（案）」に、性的マイノリティの児童生徒への支援を位置づけて取り組んでほしいかどうか、伺う。

<答弁>

第三次箕面市子どもプランへの性的マイノリティの児童生徒支援の位置づけについてご答弁いたします。

本市では、平成23年度を始期とする人権のまち推進基本方針や男女協働参画推進プランにおいて、性同一性障害や性的指向についても人権課題としてとらまえ、差別や偏見の解消に向けた取り組みの必要性を謳っています。

現在、パブコメ中の第三次箕面市子どもプランは、これら基本方針やプランと整合性を図っており、子どもプランに記載している「人権教育の推進」や「子どもの思春期相談」「性に関する正しい知識の教育」などを通じて、性的マイノリティの課題についても取り組んでまいります。

以上でございます。

①－２－４ 西宮市教委では、性的少数者に関するパンフレットを作成し、全教職員に配布、研修等に役立てているが、そのような取組みを参考にしてはどうか、伺う。

<答弁>

性的少数者に関するパンフレットの作成や研修等の実施について、ご答弁いたします。

性的少数者である児童生徒にとっては、心情等に配慮した対応のほか、髪型や服装、更衣室やトイレの使用、体育や水泳の授業、修学旅行など、様々な配慮が必要であり、教職員の理解は欠かせません。

今後、大阪府教育委員会において、各市町村教育委員会の担当者を集めた情報交換の会議が開催される予定であり、西宮市教育委員会も含め、他市町村の取組みを参考にしながら教職員への理解の促進等について検討してまいります。

以上でございます。

② 発達障害の児童生徒への対応

今日の箕面市における支援教育の現状と課題

<答弁>

本市における支援教育の現状と課題について、ご答弁いたします。

本市の公立小中学校におきましては、5月1日現在で、443名の児童生徒が支援学級に在籍しています。障害のある児童生徒や支援を必要とする児童生徒につきましては、新箕面市人権教育基本方針に基づき、「ともに学び、ともに育つ」という理念のもと、通常の学級で、クラスの友達とともに学習活動や日常生活を行い、一人ひとりの障害に合わせた教育的ニーズに応じた支援教育を進めています。

支援教育については、知的障害、肢体不自由、病弱、情緒障害、視覚障害、聴覚障害など障害の種別は多様で、発達障害や重複障害のある児童生徒も在籍しており、各障害に対する正しい理解のもと、適切かつそれぞれの特性に応じた支援の実施が求められます。

そのため、支援教育に携わる支援学級担任教員及び障害児介助員の人材確保やスキルアップが課題となっています。

先の増田議員のご質問にお答えしたとおり、教育委員会では、支援学級担任や障害児介助員との個別協議等を行い、児童生徒に関する情報共有等に努めているほか、各学校におけるOJTによるスキルの向上や、支援学校の教員や臨床心理士等の協力のもと、毎年3回の全体研修を実施し、児童生徒の理解や障害についての知識や支援の方法など、より専門的な知識・技術の習得を進めています。

以上でございます。

③－１ 母子家庭の現状について

母子家庭の現状について、市はどのようにとらえているのか？

<答弁>

母子家庭の現状について、ご答弁いたします。

近年の少子化・核家族化に加え離婚率が上昇し、母子家庭や父子家庭といった「ひとり親家庭」は、増加傾向にあります。

本市においても、ひとり親家庭に支給する児童扶養手当の受給資格者数は、平成21年度末時点の967人から、平成26年度末時点では1086人へと約12%増加しています。

また、収入状況を見ると、平成23年度に厚生労働省が実施した「全国母子世帯等調査」によれば、世帯の平均年収は約291万円となっており、多くの世帯が安定した収入を得ているとは言いがたく、自立に向けた各種の継続的・包括的な支援が必要であると認識しています。

以上でございます。

③ー２「第二次箕面市母子家庭等自立促進計画」について

達成度はどうなっているか、またどのように評価しているのか。

また、２０１０年度から２０１４年度までの５か年計画であったが、２０１５年度以降についてはどのように検討しているのか。

<答弁>

「第二次母子家庭等自立促進計画」について、ご答弁いたします。

平成１７年策定の「箕面市母子家庭等自立促進計画」での取り組みを経て、父子家庭への支援にも対応した第二次計画を平成２２年に策定し、きめ細やかな相談対応と就業支援を中心に、様々な施策を実施してまいりました。

たとえば、就労率を平成２１年度と平成２６年度で比較しますと、母子家庭では８９．６％から９２．２％に、父子家庭では９０．３％から９４．４％に、いずれも上昇しており、相談対応から親の状況に応じたハローワークへのつなぎ、また、子育てとの両立を支援するための保育所入所や学童保育の利用促進など、一定の成果が得られたものと評価しています。

また、平成２７年度以降についてですが、母子家庭・父子家庭ともに、ひとり親家庭という条件下では就労しても

所得が低く生活にゆとりが持てないなど、就労環境は依然として厳しい状況が続いていることから、引き続き早期自立に向けた、きめ細かい各種の支援が必要であると考え、「第三次ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し体系的・総合的に施策を実施すべく、現在、作業を進めています。

以上でございます。

③－２－２ 「第三次ひとり親家庭等自立促進計画」について
どのようなスケジュールで進捗しているのか。

４月からのスタートが遅れている理由は何か。

計画策定のメンバー構成はどうなっているのか。

当事者又は当事者団体が参画しているのか。

「早期自立に向けたきめ細かい支援」とは何を検討しているか。

<答弁>

第三次ひとり親家庭等自立促進計画について、ご答弁いたします。

策定スケジュールについては、概ね９月末までには策定すべく、現在素案の作成作業中です。

現在の状況については、本市が計画を策定するに当たって、当事者の意見を反映すべく、本市の児童扶養手当受給者及び寡婦も対象とした大阪府の「第三次大阪府母子家庭等自立促進計画」策定のためのアンケート調査結果の活用を予定していたところ、この結果報告書の市への送付が４月以降となったため、現在その内容を咀嚼しつつ計画策定作業を行っているものです。

計画の素案作成作業は、担当課で行っており、当事者や当事者団体が素案作成に直接関わっていただくものではありませんが、府のアンケート結果を踏まえ、当事者の状

況や意見を反映するとともに、子育て施策のご審議を頂く
箕面市子ども子育て会議でご意見をお聴きし、策定する予
定です。

なお、計画策定が遅れていますが、第二次の計画をベー
スにその後の変化を踏まえ、必要な支援は切れ目なく実施
をしています。

早期自立に向けたきめ細やかな支援については、情報提
供・相談体制の充実、ハローワークと一体となった就労支
援等、親が安心して働き、子育てしやすい環境となるため
の支援策を検討したいと考えています。

以上でございます。

③-3 住宅支援について

母子・父子家庭の世帯主に家賃助成を行っている自治体がある。箕面市でも是非、検討願いたい、いかがか。

その他、箕面市独自の支援があれば教えて欲しい。

<答弁>

住宅支援について、ご答弁いたします。

現在、ひとり親家庭に対する各種支援については、各種相談対応、児童扶養手当の支給の他に、医療費助成、資格取得のための給付金支給、各種貸付、母子生活支援施設への入所支援、母子・父子家庭へのホームヘルパーの派遣、保育所、学童保育への優先入所など、子育てしやすき日本一をめざし、様々なメニューを用意し総合的な支援をしています。

また、今年度からは国の補助金を活用し、不登校支援や生活困窮者支援のパッケージの中で、ひとり親家庭の子どもに対する学力向上のための支援を実施するため、現在、準備を進めているところです。

住宅施策としては、市営住宅への優先入居も実施しており、また、ひとり親家庭へトータルな支援をしていることから、家賃助成について市独自で制度化することは考えておりません。以上でございます。

③－３－２ 市営住宅の母子家庭の優先入居の状況について、伺う。

<答弁>

市営住宅の優先入居の状況について、ご答弁いたします。

母子家庭の入居状況は、平成25年度は募集戸数17戸に対して申込者数は148世帯、うち母子家庭は29世帯あり、6世帯が入居されました。平成26年度は募集戸数3戸に対して申込者数は83世帯、うち母子家庭は22世帯あり、1世帯が入居となりました。

様々な世帯の状況を勘案し、母子家庭についても加点して評価した結果、一般世帯に比べ、いずれも母子家庭の入居率が高くなっています。

以上でございます。

④－１ 不登校・学習支援策

昨年度のモデル事業の検証結果を伺う。

<答弁>

昨年度のモデル事業の検証結果について、ご答弁いたします。

生活困窮者自立促進支援モデル事業における学習支援事業については、いわゆる貧困の連鎖を防止するため、まずは高校に進学し、その後の進路選択や職業選択の機会を確保することを目的として、生活保護世帯の中学生を対象に実施いたしました。平成25年度には4人が、平成26年度にはさらに9人が利用し、うち平成25年度の1人、平成26年度の2人の中学3年生が希望する高校に進学することができました。

子ども達への学習支援を通じて世帯全体の課題が把握でき、そこから関係機関と連携し、世帯全体に対する自立に向けた支援につながることもあり、非常に有効な事業であったと考えています。

また、不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対しましては、国の緊急雇用促進事業を活用して学生サポーター派遣事業を実施いたしました。

学習支援だけでなく、朝、登校しにくい子どもを迎えに

行ったり、家から出る機会を作るため、公園で遊ぶなど、登校に結びつけるきっかけ作りとなる取り組みを行うこと等により、昨年度、支援を行った56人の児童生徒のうち、約4割の児童生徒において、登校日数の増加や学習意欲の向上が見られました。

以上でございます。

④－１－２ 昨年度のモデル事業の検証結果の課題について伺う。

<答弁>

昨年度のモデル事業の検証結果の課題について、ご答弁いたします。

生活困窮者自立促進支援モデル事業推進協議会においては、平成26年度は、3回の協議会と1回の研修会を開催し、様々な情報共有と意見交換を行いました。

学習支援については、第1に子どもへの支援を通じて見えてきた世帯全体の課題に対し支援を行う場合の関係機関との連携、第2に世帯全体の生活課題が顕在化しているにもかかわらず、未だ支援につながっていない場合に、世帯全体の支援につなげていくきっかけとして、いかに学習支援を有効活用するかなどが重要な課題であると認識しました。

以上でございます。

④-2 不登校・学習支援策

受託事業者のスタッフの研修メニューはどのようなものか。研修が適切に行われていることを、市はどのように確認し、判断しているのか。

<答弁>

受託事業者のスタッフの研修内容について、ご答弁いたします。

まず、コーディネーターの新規採用時及び学生サポーターの新規登録時に、受託事業者において研修を実施しています。研修内容は、本事業の趣旨や目的・業務内容のほか、不登校や子どもの貧困、一人親家庭の課題等についての基礎的知識、子どもとの関係性をどのように築き、学習支援を行っていくか等について、事例検討を交えながら実施しています。

また、このほか、発達障害やソーシャルワーク、ケースワーク等についての研修やさまざまなケースについての事例検討研修、子どもの権利やDV問題等、本事業に関係するテーマを取り上げた研修などを、外部講師なども招聘して複数回実施することとなっています。

教育委員会としましては、受託事業者としてこれらの研修が確実に履行されているかを、業務報告等で確認してい

ます。

以上でございます。

④－３ 不登校・学習支援策

不登校になる子どもたちへのアセスメント、支援プログラムの作成や出口から定着に向けた一体的な支援体制はどこが司令塔になっているのか。責任の所在はどこか。支援のアウトリーチについての考え方を問う。

<答弁>

司令塔の役割と責任の所在について、ご答弁いたします。

本事業につきましては、子ども未来創造局人権施策課が事業所管課ですが、本事業の対象となる児童生徒の背景には、経済的困窮や一人親世帯であることにより学習環境が整っていないなど、さまざまな家庭状況が存在するため、関係部署が連携して取り組んでいます。

支援にあたっては、まず、学校、受託事業者のコーディネーター、SSW等による事前のアセスメントを行い、児童生徒の生活状況や学習状況、家庭状況等について情報共有するとともに、支援プログラムを作成し、支援を開始します。しかしながら、アセスメントや学習支援をする中で、親の入院など健康状態の変化や本人と友人との関係の変化、家計状況の悪化など、これまで見えてこなかった生活実態等が浮かび上がってくることもあり、アセスメントや支援プログラムの見直しを行い、例えば福祉的支援が必要

な場合については、健康福祉部と連携するなど、支援のアウトリーチにも取り組んでいるところです。

以上でございます。

④－４ 不登校・学習支援策

信頼して任せることができる学生サポーターの養成を含め、今後の学生サポーター補充の見通しについて問う。

<答弁>

学生サポーターの養成と補充の見通しについて、ご答弁いたします。

学生サポーターにつきましては、昨年度から継続して登録しているサポーター41名を含めて、現在58名の登録があり、そのうち経験のあるサポーターを中心に、現在、48名の児童生徒に対して学習支援を行っているところです。

また、現在も受託事業者において、継続して学生サポーターの登録を募集しているところであり、先ほどご答弁いたしました各種研修等による人材養成も含めて、本事業を担いうるスタッフの確保がなされるものととらえています。

以上でございます。